

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成19年3月5日(月)午後2時00分～午後4時30分

2 場所

大津家庭裁判所小会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

荒川葉子, 円水成行, 川那邊正, 酒井康夫, 鈴木光枝, 住友寛, 竹下秀子, 中山博晴, 湯川哲嗣

(事務担当者)

西山己埜一, 田中俊和, 竹口智之, 村田政邦(他に模擬裁判員裁判の説明のため山田哲也裁判官が出席)

4 議事

(1) 委員の異動等の報告

総務課長から,学識経験者委員及び裁判官委員各1人が交替した旨の報告があった。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 委員長の選任

互選により湯川委員が委員長に選任された。

(4) 意見交換

テーマ「裁判員制度について」

発言要旨は,別紙のとおり

(5) 次回の開催日程

今回は,平成19年7月下旬に完成する予定の裁判員裁判用増築棟を見学した上で,委員の御意見を伺うこととなり,次回期日は,7月末ころを目処に追って調整の上,決定することとなった。

(別紙)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

今回のテーマは, 前回に引き続き「裁判員制度について」ですが, 前回の議事内容の再確認と前回以降の裁判員制度に関する新聞報道などを, 事務局から紹介いたします。

(事務局から, 前回の議事概要及び前回以降の広報活動や新聞報道について報告があった。)

(裁判員制度全国フォーラム 2007in 滋賀について)

3月3日に裁判員制度全国フォーラム 2007in 滋賀(以下「フォーラム」という。)が開催されました。出席された委員の御感想はいかがですか。

かなり多くの方が参加され, 大盛況だったと思います。裁判員制度に対して意識の高い人が参加されていたようで, スムーズに進んだと思います。パネリストの北野さんは積極的に楽しく話をされていましたし, 法曹のアドバイザーの方からも分かりやすく説明していただいて, 素人にもよく理解できる内容だったと思います。

すばらしいフォーラムでした。勉強させていただくことができました。

私は, アドバイザーとして参加させていただきました。大勢の方に参加いただき, 裁判員制度については, 周知, 認識が進んできていると実感しました。しかし, 質問などを見てみますと, まだまだ不安を持たれている人も多いことも感じました。ようやく裁判員制度を認識していただき, 食わず嫌いのところから, 好きになるか嫌いになるかを考えてもらえるところまで来ているのではないかと思います。今後とも更に裁判員制度の意義を理解していただくように努めていきます。

今回は, 裁判員に選ばれるまでの手続を詳しく説明させていただくなど, 一歩中身に踏み込んだ内容となりました。4人のパネリストの方も各方面からお招きした方でしたので, 御意見や疑問も多彩で, 幅広いものとなりました。今後, 裁判員制度の運用面で活かせるものは活かしていきたいと思います。

(裁判に参加しやすくするための環境整備について)

前回の委員会に引き続き, 国民の皆様幅広く参加していただくための社会環境の整備と, 裁判員として裁判に参加することへの不安感, 負担感をどうすれば軽減できるかについて, 意見交換をお願いします。その前に, 前回以降の天津地裁における社会環境の整備に向けての取組を, 事務局から報告いたします。

(事務局から, 勤めている人が裁判員として参加しやすくするための環境整備に向けた取組について説明)

経営者団体は, 裁判員制度をどのように受け止めているのか, 感触などを伺いたい。

300人以上の大きな企業では, 裁判員制度についてはある程度理解しており, 社会的責任という面から, 協力しなければならないという雰囲気がある。問題は, 従業員が欠けると仕事に支障を来すような20人前後の小規模会社, 商店や工務店などである。

このような零細企業等では、裁判員制度を新聞報道などである程度は知っていても、現時点で、将来的な対応を考える余裕はないようである。このような零細企業等に対しては、パンフレットを配布したり、商工会の機関誌に裁判員制度に関する情報を入れたり、総会、理事会で話をしたりしていただくなど、ありとあらゆる方法により、底上げを図っていくしかないと思う。

多重債務を抱えて企業が倒産していくという辛い状況を一方で見ながら、裁判員制度を広報して底上げを図っていくということもやっていく必要があるということですね。

天津市内には、農業従事者も多く、農業協同組合に対する働きかけも必要かと思いません。

子育てや介護を担う人への支援等の他に、障害を持っている人が裁判に参加しやすくなるような環境整備に向けた取組も必要だと思います。

あと2年あまりで始まりますので、企業にとどまらず、滋賀県全域にきめ細かく入っていく広報活動が必要です。

職場として裁判員に出やすい環境を作ることは大切ですが、小さな商店を営んでいる人が、裁判員に出ることによって、店を閉めざるを得ないような場合、急患で医者に行ったにもかかわらず診察をしていなかったときと同じように、大事な時に店を閉めていたということで、店のイメージを悪くし、客が離れていくのではないかという不安があります。そういう意味では、経営者だけではなく、広く国民に裁判員制度についての啓発を行い、店を閉めていたとしても、裁判員としての役目を果たしている人は、真面目な人で、良い仕事をしている人だというイメージになるよう、社会全体の意識を共通化する必要があると思います。

これまでは企業などに対する広報が中心でしたが、これからは、農村、障害者、主婦など広い範囲の広報が必要だと思います。フォーラム、出張講演、パンフレットの配布、インターネットなどに加え、もっと興味をもってもらえるような広報はないか、考えていかなければなりません。

人気のある女優を使った広報も一つの方法だとは思いますが、何の広報か分からないようなものはいかがかと思えます。薬品など他のCMにも出ている著名な女優を使うと、その人から受ける商品イメージが強くなり、一見して、その商品の広告なのかと誤解してしまいます。広報の仕方がどこか違っているような感じがします。もっと裁判員制度自体をしっかりと発信していけるような広報の方法があるのではないのでしょうか。

広報用の映画「評議」もテレビで何度か放映されていますが、単にテレビに流すだけではなく、最初、途中、最後など、あらゆる場面をとらえて、こまめに解説を入れるなどして、説明を加え、訴えていかないと、浸透していきません。

(不安感、負担感の軽減について)

この1月に、大津地裁において、検察庁、弁護士会、裁判所の法曹三者が3日間連続して本格的な裁判員模擬裁判を実施し、裁判員には一般の方に参加していただきました。不安感、負担感の軽減についての意見交換の参考になると思われますので、模擬裁判を

担当した刑事部の裁判官からその結果等を報告します。

(山田裁判官から模擬裁判についての結果報告)

私は以前、同様の模擬裁判を経験しましたが、そのときはあまり事前の説明がなくいきなり手続に入りましたので、開始当初はよく理解できませんでした。事前に手続について説明してもらうなど、勉強させてもらえる機会があればよいと思います。

模擬裁判に参加する人数は限られているので、模擬裁判の結果を有効に使う必要があると思います。例えば、パンフレットで、模擬裁判に参加した人の、「模擬裁判の裁判員を体験したけど、大丈夫でした。」というような感想を紹介するなどして、模擬裁判の成果を周知するような広報が有効だと思います。

模擬裁判は、本当の裁判との間には、格差があると思います。前回、本当の裁判を見たが、傍聴席にいただけでも緊張しました。シナリオどおりに進む模擬裁判とは異なり、本当の裁判では、法壇に座ること自体に慣れる必要があると思います。また、模擬裁判の裁判員は、無作為で抽出されたわけではありません。抽選で選ばれた人がいきなり法壇に上がるだけでも重圧感があるのではないのでしょうか。一般の人が法廷という雰囲気慣れるようにする工夫が必要だと思います。

御意見のとおり、今の模擬裁判の裁判員は無作為抽出ではない。今後できるだけ、無作為に近い形で裁判員を選任するなどして、本番と同様の方法で行う必要があると思います。その上で、弁護士委員の御意見のような広報活動をしていくことが有効だと思われれます。

自分が述べた意見により判決が出たことを深刻に受け止め、後々の人生まで、その気持ちを引きずるということはないのでしょうか。最近、以前の死刑判決について、担当していた裁判官が、自分の意見は裁判長とは違っていたということを述べていましたが、一般人でも同じようなことがあるかもしれません。一般人に対して、裁判終了後も、それで終わりということではなく、カウンセリングのようなシステムを作って、精神的なケアをする必要があると思います。

不安感、負担感を軽減するためには、今後、模擬裁判を繰り返す一方で、裁判を分かりやすくして、理解してもらえようような努力をする必要があります。法廷に来ることだけでも緊張するという意見がありましたが、私も、初めて法廷に入った学生のころを思い出し、裁判所に来ることだけで緊張したという記憶がよみがえりました。おそらく一般人は、裁判員として選ばれたとき、裁判所でどんな話を聴くことになるのだろうかという不安な気持ちで来られることと思います。その不安感を軽減するためには、できるだけ分かりやすく説明をする必要があります。また、裁判は人を裁くことが目的ではありますが、このような犯罪は許してはならない、社会を良くしよう、という気持ちで、裁判に参加していただければと思います。

法廷では、できるだけ分かりやすい言葉で話をするという取組は、近畿弁護士会連合会でも考えているところです。

これまで、社会環境整備の働きかけ方法、不安感や負担感の軽減方法などについて、

広報の在り方も含め、いろいろと貴重な意見をいただき誠にありがとうございました。
今後、裁判員制度導入に向けた広報活動や社会環境整備の働きかけに、皆様の御意見を
活かしていきたいと思えます。